

新型コロナウイルスワクチン接種業務に関する看護師派遣（単価契約）に係る事業者募集要項

1. 目的

市民への新型コロナウイルスワクチン接種を早期にかつ円滑に進めるため、各務原市が設置する集団接種会場で従事する看護師（正看護師または准看護師の資格を有する者）を確保することを目的とする。

2. 契約方法

公募により契約の相手方を次の方法により決定する。

- (1) 応募事業者から看護師の派遣に係る派遣単価（1人・1時間あたりの税抜単価。以下同じ。）及び派遣可能人数（6. 予定数量のA・B・Cすべてに派遣することができる1回あたりの同数の人数で20人を限度とする。（例：派遣可能人数「10人」の場合、A10人、B10人、C10人の各区分10名ずつの派遣とする。））及びその他必要な事項を記載した応募書類の提出を求める。
- (2) 5. 契約予定単価の範囲内で最も低い派遣単価を提示した応募事業者から同者が提示する派遣可能人数の範囲で随意契約を締結する。

①最も低い派遣単価を提示した応募事業者が複数となった場合は、最も多くの派遣可能人数を提示した者を、派遣単価及び派遣可能人数が同一である応募事業者が複数となった場合は「くじ引き」により決定した者を契約締結の相手方として決定する。

なお、「くじ引き」は、各務原市の契約事務に関係のない職員が応募事業者の代理人となって実施し、くじ引きの対象となる応募事業者に実施結果を連絡する。

②契約締結の相手方として決定した応募事業者1者で6. 予定数量において市が求める派遣労働者の人数を派遣できない場合は、市が求める派遣労働者の人数が充足できるまで、次点の派遣単価又は派遣可能人数を提示した応募事業者と随意契約を締結する。

ただし、応募事業者から提示された派遣可能人数が市が求める派遣労働者の人数を超える場合は、市が求める派遣労働者の人数を充足するのに必要な人数を限度として契約を締結する。

※詳細は別紙契約方法のイメージを参照

3. 応募事業者の要件

本契約に係る応募事業者は以下の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 本店又は営業所等の所在地の市町村税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。また、法人税（個人にあっては申告所得税）並びに消費税及び地方消費税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の

申立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

(6) 厚生労働大臣より労働者派遣事業の許可または一般労働者派遣事業の許可証を受けている事業者であること。

(7) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年7月23日決裁)に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

4. 公募する業務内容、人員、契約期間等

別添仕様書のとおり

5. 契約予定単価

1人・1時間あたり 4,545円(税抜) ※通勤手当、労働・社会保険料含む

6. 予定数量

1回あたり20人(4時間を1回とする。)

正規の勤務(延べ) 2,080時間

派遣就業の期間 令和3年8月1日～令和3年9月30日

(内訳)

A 土曜日 (14:00～18:00) 20人×8日×4時間=640時間

B 日曜日【前半】(9:00～13:00) 20人×9日×4時間=720時間

C 日曜日【後半】(14:00～18:00) 20人×9日×4時間=720時間

※日曜日の前半及び後半を同一の派遣労働者が就労することは認めない。

※1回あたりの予定数量は20人であるが、20人の確保が困難である場合は、派遣可能な人数で見積を行うことも可とする。

7. 労働者派遣法第40条の2第1項の規定に抵触する最初の日

令和5年4月1日

8. 応募書類

(1) 応募書類(見積書兼誓約書): 派遣単価及び派遣可能人数を記載し、記名押印を行っていること

※派遣単価(1人、1時間あたり)は、通勤手当、労働・社会保険料を含めるものとする。

※派遣可能人数には、A・B・C各1回(4時間)あたりの派遣可能人数を記入すること。ただし、1回あたりの予定数量である20人を限度とする。

※1回あたりの派遣可能人数を、A・B・Cにおいて同数確保することとし、同数を確保できない場合は無効とする。

(2) 「労働者派遣事業許可証」または「一般労働者派遣事業許可証」の写し

(3) 3. 応募事業者の要件(2)を満たすことを証明する書類

9. 質問書の受付期間及び質問書の回答

(1) 質問書の受付期間 令和3年5月27日(木)～令和3年6月1日(火) 17時

(2) 質問書の提出方法 11. (1) 提出先に、書面にて提出するものとし、口頭での質問は受け付けない。

(3) 質問書の回答 令和3年6月3日(木)頃

10. 応募書類の提出期限及び契約締結予定日

応募書類の提出期限 令和3年6月9日（水）15：00まで
契約締結予定日 令和3年6月10日（木）

11. 応募書類の提出方法

（1）提出先

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1-69

企画総務部契約経理課 あて

電話 058-383-1463（直通）

FAX 058-383-6365

MAIL keiyaku@city.kakamigahara.gifu.jp

（2）提出方法

9. 応募書類の提出期限までに郵送または直接持参により提出

12. その他

応募書類に虚偽の記載があり、労働者派遣契約の締結後に明らかになった場合は、各務原市契約約款に基づき損害賠償請求等の措置を行う場合があるため、留意すること。